

令和元年度 北海道ゼロ・エミ大賞応募要領

1 制度概要

「北海道ゼロ・エミ大賞」は、廃棄物等*の発生・排出抑制に関する意識の醸成や環境経営の普及を促し、循環型社会の形成を促進するため、その発生・排出抑制に関する取組が道内の他の事業所の模範となるものについて表彰する制度です。

* 廃棄物等：循環型社会形成推進基本法第2条第2項で定義される廃棄物等

2 表彰対象

次の取組を行い、優良であると認められる道内の事業所（本社所在地が道外であっても可）を表彰の対象とします。

- 一事業所の取組
 - ・一事業所において、自ら行う廃棄物等の発生・排出抑制に関する取組
例) 工場において、生産工程で生じる副産物を徹底的に再資源化
例) 農場において、家畜ふん尿のメタン発酵により生じる消化液を活用
例) 建設工事において、廃棄物の発生量を最小化する手法を導入
- 地域連携の取組（別紙「地域連携の取組例」を参照）
 - ・排出事業者と廃棄物等の利活用による減量化を図る事業者等との連携による取組（地域の廃棄物等を削減するとともに、当該廃棄物等を原料とした製品・成果の全部又は一部を地域に還元する取組に限る）
例) 農場において、地域の生ごみを家畜飼料として活用
例) 建設業者において、地域の建設副産物を土木資材に再資源化して活用
例) 自治体において、地域の生ごみ等の堆肥化を行いその堆肥を有効利用

<表彰対象外>

次のいずれかに該当するものは、表彰の対象としません。

- ① 応募事業者（本人又は法人の登記上の役員）が、次のいずれかに該当するもの
 - ・破産者で復権を得ないもの
 - ・刑事事件に関して、現に起訴されているもの
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しないもの
 - ・罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しないもの
 - ・執行猶予付きの刑において、当該執行猶予期間を経過しないもの
- ② 応募事業所に係る環境関係法令に基づく許可、届出、協議等が適正に行われていないもの
- ③ 応募事業者が、過去に環境関係法令の違反を事由として行政処分を受け、その処分の執行が終わった日から5年を経過しないもの
- ④ 応募事業者が、道内において事業活動を開始してから1年を経過しないもの
- ⑤ 過去に北海道ゼロ・エミ大賞の表彰を受けたもの

3 応募方法

(1) 書類の提出

次の応募用紙等を郵送又は持参により提出してください。

※ 様式、記載例については、道の web ページからダウンロードできます（下記6参照）。

提出書類	提出部数等
応募用紙	各7部（正本1部、副本6部） ※ 電子データがあるものは、書類と併せて電子データも提出してください（CD-R、メール添付等による）
取組内容説明書	
事業内容等を紹介したパンフレット	
【地域連携の取組の場合】 事業者間の連携関係を示す書類（契約書等）	

※ 自薦・他薦は問いません。他薦の場合は、上記書類に加え推薦書も提出願います。

(2) 応募締切

令和2年(2020年)1月17日(金)【必着】

※ 持参の場合の受付時間は平日8時45分から17時30分まで

4 選考

受賞者については、有識者などで構成する「北海道ゼロ・エミ大賞選考懇談会」の意見を聴き、他の事業所への普及可能性、直接的な効果（廃棄物等の発生・排出抑制量）、工夫の程度・継続性などについて評価した上で、道が決定します。

5 表彰

(1) 表彰区分・表彰数

大賞：1件、優秀賞：3件程度

※ 選考の結果により、表彰しない場合や表彰数が少ない場合があります。

(2) 表彰の方法

賞状と副賞を贈呈します。

(3) その他

- ・受賞した取組については、①表彰式の実施、②道 web ページでの公表、③普及啓発冊子「3Rハンドブック」での紹介、④国の表彰への推薦、などにより PR します。
- ・また、受賞した取組は「北海道グリーン・ビズ認定制度」の「創意あふれる取組部門」に認定され、金融機関での優遇融資などのメリットを受けられます。

6 応募用紙等の提出先・問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部環境局気候変動対策課

民間連携グループ 担当：吉澤

TEL：011-204-5197（ダイヤルイン）

Web：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/re/zeroemi/index.htm

詳しくは web で！

北海道ゼロ・エミ大賞

